

第3章 財務

○岐阜県市町村職員共済組合事務費負担金徴収規則

平成元年2月28日
規則第22号

第1次改正 平成27年2月24日

(目的)

第1条 この規則は、岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の事務に要する費用（以下「事務費負担金」という。）を地方公共団体より徴収する方法について定めることを目的とする。

(事務費負担金の額)

第2条 事務費負担金の額は、毎年度、予算においてこれを定めるものとする。

(徴収の方法)

第3条 地方公共団体は、毎月、前条に定める事務費負担金の額の12分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、当年5月から翌3月の端数金額はこれを切り捨て、それぞれ当年4月に加算する）にその月の掛金、負担金の算定の基礎となった組合員数を乗じて得た額を、当該月の末日までに組合に納付するものとする。

(第1次改正)

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県市町村職員共済組合事務費負担金の徴収に関する規則（昭和38年規則第7号）は廃止する。
- 3 地方公共団体は、第3条の規定により事務費負担金を納付することが困難であるときは、当分の間、理事長に申し出て、理事長の定める方法によることができる。

附 則（平成27年2月24日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。